

日本理科教育学会理科教育研究奨励賞候補者選考規定内規

平成7年8月8日制定
平成10年8月3日改正
平成15年8月7日改正
平成26年3月29日改正

1. 学会における表彰の選考はこの内規による。
2. 奨励賞の対象者は、大学及び大学以外（大学の附属幼・小・中・高校を含む，以下同じ）の理科教育関係者からそれぞれ原則として毎年1ないし2件ずつ選考するものとする。
3. 受賞者は，その成果を本学会の「理科教育学研究」，「理科の教育」，「全国大会発表 論文集」「支部大会発表要稿」のいずれかに発表した正会員及び学生会員で，学会が推薦書を受理した年度内で，大学等の関係者は満40歳未満の者とする。大学以外の理科教育の関係者については，年齢制限を設けない。賞の応募締切日から過去2年度（選定の行われる年度の2年度前の4月1日より1年度前の3月末日）に発表されたものとする。
4. 本賞は，二度受賞できない。
5. 候補の募集は，本学会の刊行物によって公示し，会員からの推薦（自薦を含む）を受ける。応募締切日は4月末日とする。
6. 受賞候補者の選考及び決定は，理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は当該年度最初の理事会の議を経て発足する。選考委員会は，学会長、学会副会長2名、理科教育学研究編集委員長，「理科の教育」編集委員長の計5名で構成する。
 - ア. 選考委員委員長は，副会長とする。
 - イ. 選考委員の任期は，役員の任期と同一の年度とする。
 - ウ. 選考の基準は，当該年度において活発な教育・研究活動を行い，今後の発展が期待できる研究であること。
 - エ. 選考の結果を全国大会前の理事会において審議し，受賞者を決定する。
7. 受賞者には，賞状を授与する。